

## ロシアによるウクライナ侵攻への抗議文

長野県高森町では、世界中どこであっても過去の戦禍を二度と起こしてはならないと、昭和 58 年 3 月 23 日に「非核平和都市宣言」を、平成 22 年 10 月 1 日には「高森町平和へのかけはし条例」を制定しました。

そして、8 月を平和推進月間と定め、町民一体となって過去の惨劇を学び、8 月 6 日には「広島市平和祈念式典」へ「平和のかけはし使節団」を派遣、終戦記念日の 8 月 15 日には「戦没者追悼平和祈念式典」を開催し、戦争で犠牲になった皆さまへ哀悼の誠ささげ、世界の恒久平和実現に向けた祈りとともに、平和推進活動を継続しています。

本年 2 月 24 日に始まったロシアによるウクライナ侵攻は、ウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、明らかに国連憲章に違反しているもので、このような国際社会の平和と安全を著しく損なう行為を断じて容認することはできません。また、ロシアのプーチン大統領が今回の軍事侵攻に核兵器の使用を示唆していることは、核兵器廃絶と世界の恒久平和を願い、唯一の被爆国で活動している私たちの「想い」を踏みにじるものです。

私は高森町民を代表し、国際秩序の維持と、全ての国の経済活動を含めた安全保障のため、ロシアの武力行使によるウクライナへの主権侵害を嚴重に抗議します。

その上で、人々の尊い命と平和を理不尽に奪う侵略行為を直ちに中止し、完全かつ無条件で撤退すること、対話による平和外交での解決を強く求めます。

令和 4 年 3 月 10 日

長野県高森町長 壬 生 照 玄

